

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 財政援助団体等監査（20監査第86号）分

指摘事項	当初措置状況 (21年度)	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>長野市営南長野運動公園総合運動場 5 利用料金の設定・徴収について (報告書16ページ)</p>	<p>(1) 条例と異なる料金徴収等について プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収されていた。 また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイント料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。 併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。 市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討されたい。</p>	<p>条例と異なる料金での徴収及び条例に規定がなく慣例や運用での徴収は、事前協議が不十分な上、料金徴収に対する考え方が曖昧だったことが原因である。 電源使用料、総合球技場でのペイント料については、実費負担とし適正な料金設定や告知を検討するなどし、適正な利用料金の徴収に努めることを平成21年5月15日に指定管理者との打合せの際、確認し改善を図った。 また、利用実態に合わせた料金体系への条例整備は、体育施設使用料適正化事務に併せて今後検討していく。</p>		<p>プール・体育館マシンジム個人月額利用券については、条例通りの徴収を行うことで改善を行った。 野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、30分単位の徴収を可能にする条例改正を行い、適正化を図った。 総合球技場・テニスコートなどでの電源使用料は条例に位置づけ、適正化を図った。 総合球技場でのペイント料については、ペイントは本来利用者が行うもので、条例化に適さないと判断されるため、基本的に利用者の対応とし、必要となる場合は指定管理者の自主事業として利用者と十分協議の上実施するように改めた。 料金表は複雑でわかりにくい点については、条例での記載を変更することは難しいため、指定管理者と協議の上、利用者にわかりやすい表示を行うよう改めた。 頻度の高い利用時間の料金設定については、営業時間の延長の恒常化によるコスト上昇の問題もあるため、今後の需要やコストを十分に考慮しつつ継続して検討していきたい。</p>	<p>指摘事項については、昨年度までに対応済み。 なお、頻度の高い利用時間の料金設定については、当該時間帯の利用は大会等の一部のイベントに限られる一方、条例改正による営業時間の延長をした場合は指定管理料等のコストの上昇が見込まれるため、事前打ち合わせの際に、延長して利用する場合の利用料金について、利用者に明確に提示することで改善を図った。</p>	<p>スポーツ課</p>